

公立大学法人宮城大学固定資産管理規程

平成21年4月1日

規程第77号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 取得（第7条－第11条）
- 第3章 管理（第12条－第17条）
- 第4章 処分（第18条－第21条）
- 第5章 会計処理（第22条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の固定資産の取得、管理、処分および会計処理に関し、必要な事項を定めることにより、固定資産の適正かつ効率的で良好な運用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程における固定資産の範囲は、公立大学法人宮城大会計規程（以下「会計規程」という。）第33条第1号に規定する固定資産のうち、有形固定資産および無形固定資産とする。

2 固定資産に係る事項について、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 会計規程第33条第1号に規定する固定資産は、次の各号に掲げるものをいう。

一 有形固定資産

- イ 建物および附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、船舶、車両運搬具およびその他これらに準ずるもので、取得価額50万円以上でかつ耐用年数が1年以上のもの
- ロ 土地、図書、美術品・收藏品、建設仮勘定およびその他これらに準ずるもの

二 無形固定資産

- イ 特許権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、ソフトウェアおよびその他これらに準ずるもので、取得価額50万円以上でかつ耐用年数が1年以上のもの
- ロ 借地権、地上権その他これらに準ずるもの

2 会計規程第33条第3号に規定する物品は、前項に規定する固定資産に該当しないもので、取得価額が10万円以上のものでかつ耐用年数が1年以上のものをいう。

3 前号に掲げるものは、特に定めがある場合を除き、管理物品として管理台帳を設ける等固定資産に準じた取扱いとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案し、当該物品の耐用年数にわたり管理するものとする。

（管理義務）

第4条 固定資産を管理または使用する者は善良な管理者の注意をもってこれを管理した

は使用しなければならない。

(財産管理補助者)

第5条 固定資産の管理にあたり、その適正かつ効率的な管理に努めるとともに常に良好な状態を確保するため、財産管理補助者を置くことができるものとし、その職員については、財産管理責任者が別に定める。

- 2 財産管理補助者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 固定資産を使用する者の管理監督に関すること
 - 二 固定資産の火災、盗難、滅失およびき損等の事故防止に関すること
 - 三 固定資産の現物確認の実施および報告に関すること
 - 四 前各号に掲げるもののほか、財産管理責任者が必要と認めること
- 3 財産管理責任者は必要に応じ、使用責任者を置くことができる。

(固定資産台帳の整備)

- 第6条 財産管理責任者は、次の各号によって固定資産台帳を整備するものとする。
- 一 固定資産台帳は、別に定める資産区分および資産管理番号により分類整理する。
 - 二 固定資産台帳は、取得、移管および除却等を明確にするため、随時補正、整理しなければならない。
 - 三 固定資産の保全管理のため、必要に応じて図面、写真等を整備するものとする。

第2章 取得

(取得の措置)

- 第7条 固定資産を取得したときは、財産管理責任者は当該固定資産を固定資産台帳に登録するものとする。
- 2 財産管理責任者は登記または登録を要する固定資産について、関係法令に定めるところにより、取得後遅滞なくこれを行わなければならない。

(固定資産の取得原価)

- 第8条 固定資産の取得原価は、次によるものとする。
- 一 有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。
 - 二 交換によるものは、交換に提供した資産の帳簿価額とする。
 - 三 寄附その他の方法によるものは、公正な評価額を取得原価とする。
 - 四 宮城県からの現物出資として受け入れた固定資産については、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法人法」という。)第6条により宮城県が決定した価額を取得価額とする。

(交換)

- 第9条 財産管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長の承認を得て固定資産を交換することができる。
- 一 交換によらなければ必要とする固定資産を取得することができないとき
 - 二 交換によって固定資産を取得することが有利であるとき
 - 三 その他理事長が認めるとき

(寄附)

第10条 固定資産の寄附を受け入れる際の取扱いについては、別に定める。

(借受)

第11条 固定資産の借用を受ける際の取扱いについては、別に定める。

第3章 管理

(修繕)

第12条 財産管理責任者は、固定資産に修繕等の必要があると認めるときは必要な措置をとらなければならない。

(移管)

第13条 固定資産を移管する場合は、資産異動申請書により、財産管理責任者の承認を得る。

2 財産管理責任者は前項の承認をした場合は遅滞なく固定資産台帳を修正しなければならない。

(貸付)

第14条 固定資産の貸付を行う際の取扱いについては、別に定める。

(損害保険)

第15条 財産管理責任者は、理事長が必要であると認める固定資産に、損害保険を付保することができる。

(固定資産の現物確認)

第16条 財産管理責任者は、定期的に固定資産の現物と固定資産台帳とを照合しなければならない。

2 財産管理責任者は前項の結果に基づき、その差異または損耗の内容を、遅滞なく固定資産台帳に反映させなければならない。

(報告)

第17条 財産管理責任者は、前条第1項に基づく現物確認の結果、固定資産の重大な差異または損耗のあった場合、理事長に報告しなければならない。

第4章 処分

(無償譲渡)

第18条 固定資産の無償譲渡を行う際の取扱いについては、別に定める。

(売却または除却)

第19条 固定資産の売却または除却を行う際の取扱いについては、別に定める。

2 財産管理責任者は、法人法第44条の規定により、宮城県知事の認可が必要なものについては遅滞なく所定の手続きを行うものとする。

(滅失またはき損)

第20条 固定資産を使用する者等は、固定資産が滅失またはき損している事実を確認したときは、遅滞なく財産管理補助者を通じ財産管理責任者に報告しなければならない。

2 財産管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに現状を調査して必要な措置をとらなければならない。

3 財産管理責任者は、前項の調査結果が、固定資産の重要な滅失またはき損である場合は、理事長に報告しなければならない。

(処分の措置)

第21条 財産管理責任者は、処分により固定資産を登記または登録の変更を要するものについては、関係法令に定めるところにより、変更を要する事実が生じた後遅滞なくこれを行わなければならない。

第5章 会計処理

(固定資産の減価償却)

第22条 有形固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、また、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、定額法によってその取得原価を各事業年度に配分し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して、減価償却を行う。ただし、受託研究等により特定の研究および事業の目的のために取得した固定資産は、当該研究および事業終了までの期間を耐用年数とする。

2 減価償却の開始は、当該資産の使用を開始した月をもって、開始月とする。

3 有形固定資産の残存価額は、備忘価額とする。

4 耐用年数の見積りに当たって予見することのできなかつた技術の進歩等の外的事情により、固定資産が機能的に著しく減価した場合には、この事実に対応して臨時に減価償却を行わなければならない。

(資本的支出と修繕費)

第23条 固定資産を補修または改良した場合に、その使用可能期間を延長し、または価値を増加する支出は、資本的支出として当該固定資産の取得原価に算入する。

2 固定資産の原状を維持し、原能力を回復するに要した支出は、支出時に修繕費として処理する。

3 前2項の適用にあたっては、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）の定めに基づき準拠するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。